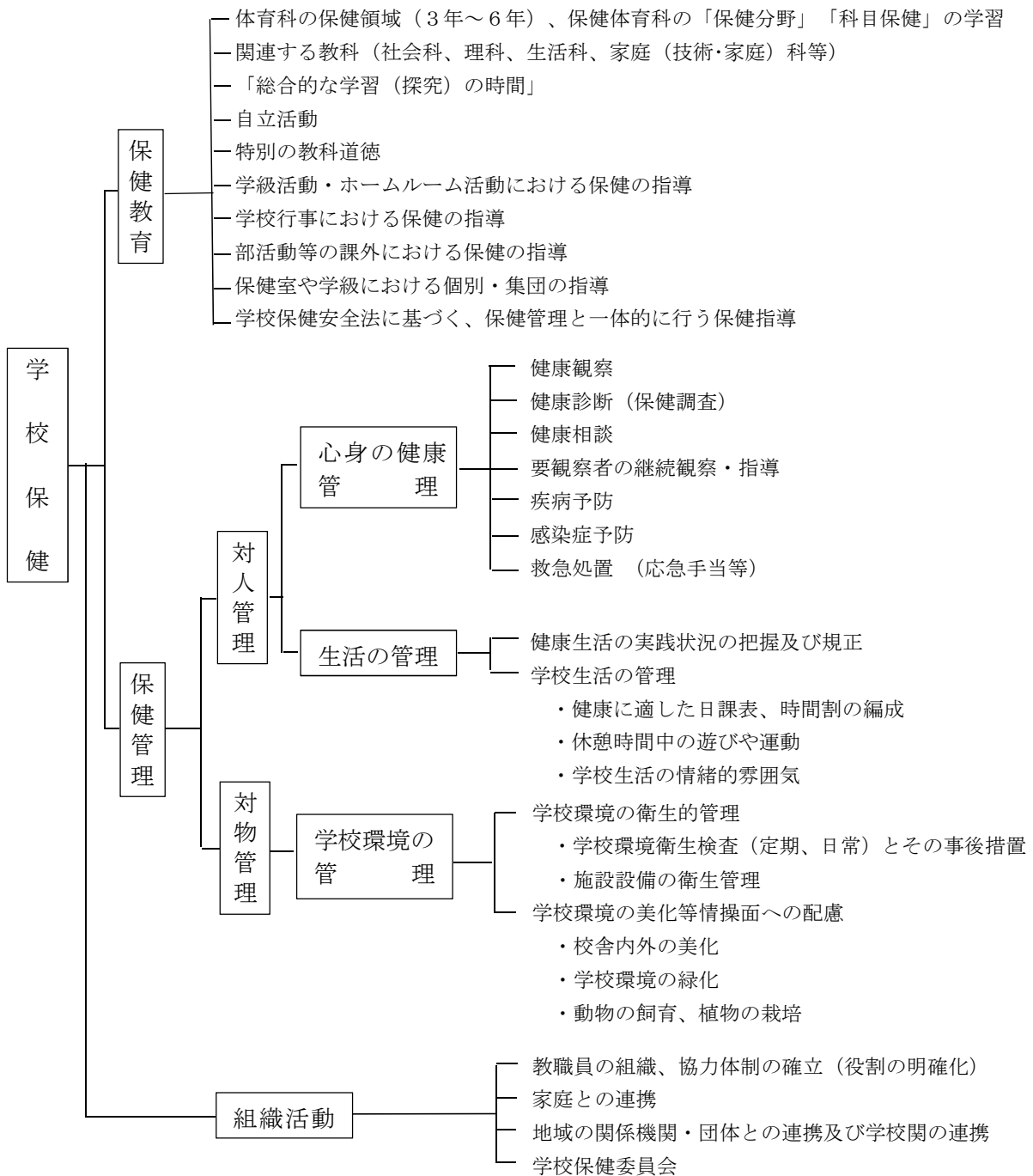


第1章 学校保健・安全・給食の概要

I 学校保健

1 学校保健の領域と内容

学校保健は、「学校における保健教育と保健管理をいう」（文部科学省設置法第4条第12号）とされているように、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目標の達成に寄与することを目指して行われる。



【参考】「学校保健実務必携〈第5次改訂版〉2020 第一法規」

2 学校保健計画

学校保健安全法では、学校保健計画については、次のように示されている。

学校保健安全法

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

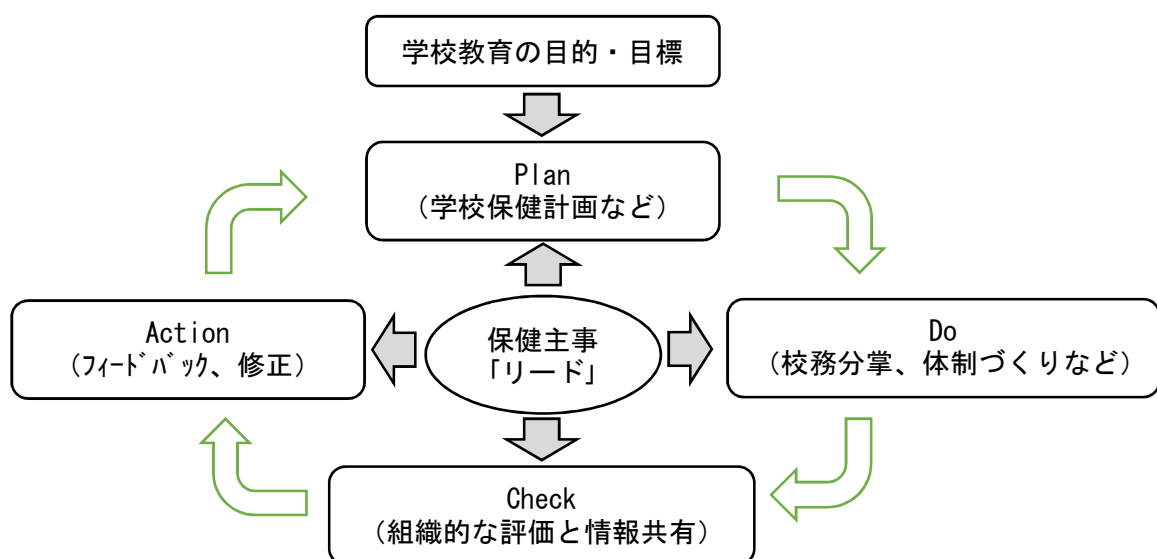
(1) 学校保健計画とは

- 1 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
- 2 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととすること。
- 3 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとすること。このことは、学校安全計画についても同様であること。

【参考】「保健主事のための実務ハンドブック H22 年文部科学省 P.12)

(2) 学校保健活動のマネジメントサイクル

学校保健活動をはじめとする組織の活動は、計画的、継続的に行われ、各事業や取組は時間経過の過程と並行して展開されます。中・長期的な展望のもとで、3年から5年程度で計画的に順次実行される特色ある活動も少なくありません。学校保健活動を推進する保健主事には、活動の過程や時間経過の意味を十分に理解し、的確な判断・行動をすることが求められます。そのような活動の過程や時間経過(時間軸)に焦点を当てた効率的な組織活動の展開の一つに、マネジメントサイクルがあります。すなわち、学校保健活動においてもいわゆる Plan・Do・See、あるいは Plan・Do・Check・Action としてのマネジメントサイクルを十分に機能させる必要があるということです。



学校保健活動とマネジメント

- 計画段階（P）での留意点
 - ・ 児童生徒の健康や生活をめぐる客観的な情報による諸課題を明らかにする
 - ・ 具体的な到達目標を明らかにする
 - ・ 到達すべき状態や基準を明らかにする
 - ・ 教職員全員に共通理解された目標と計画を明らかにする
- 実施段階（D）での留意点
 - ・ 教職員の貢献意欲やモラルを高める
 - ・ 実施計画と照合し点検する
- 評価段階（C）での留意点
 - ・ 到達目標としての児童生徒の変化を明らかにする
 - ・ 組織的な取組としてのプロセスの評価を明らかにする
 - ・ 共有した点検評価の結果を明らかにする
- 改善段階（A）での留意点
 - ・ 次回に向けての改善事項を明らかにする（確実に引き継ぐことができるようにする。）

（3）学校保健計画の改善

よりよい学校保健計画にするためには、計画のどの部分が停滞しているのか、それはなぜなのかといった原因を把握し、改善に向けた取組を計画に位置付けるなど、評価を充実する必要があります。

具体的には、計画そのものと実施した学校保健活動の両方を評価することが重要です。保健主事が一人で全てを行うと考えるのではなく、

- ① 定期的実施される学校評価に保健に関する事項をしっかりと位置付ける。
- ② 主な活動の担当者に『評価カード』等を配付し、関係者の意見をまとめる。

などの工夫を試みましょう。

先進校の事例などを参考にすることも、学校保健活動を見直したり、自校の計画の課題を発見したりすることに役立ち効果的です。

<学校保健計画を見直す手順の例>

項目・手順	保健主事の働きかけ
計画の実施状況と課題となっている原因の把握	○保健部会など関係者に対し、実態把握を依頼する。 ○保健部会を開いて、問題点を分析し課題を明確にする。
評価・改善の実践	○主な活動の評価を実施する。 ○評価結果並びに改善策を職員へ周知する。 ○早急に見直しが必要な箇所の改善を依頼する。 ○先進校の事例を参考に、自校の取組を見直す。
次年度への確実な引継ぎ	○次年度に向けての改善策を記録し、引き継ぐ準備をする。 ○改善が必要な事項について、管理職や学校評価担当者に対し学校評価へ位置付けるよう働きかける。

II 学校安全

1 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の3領域の1つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関係を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。

学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。

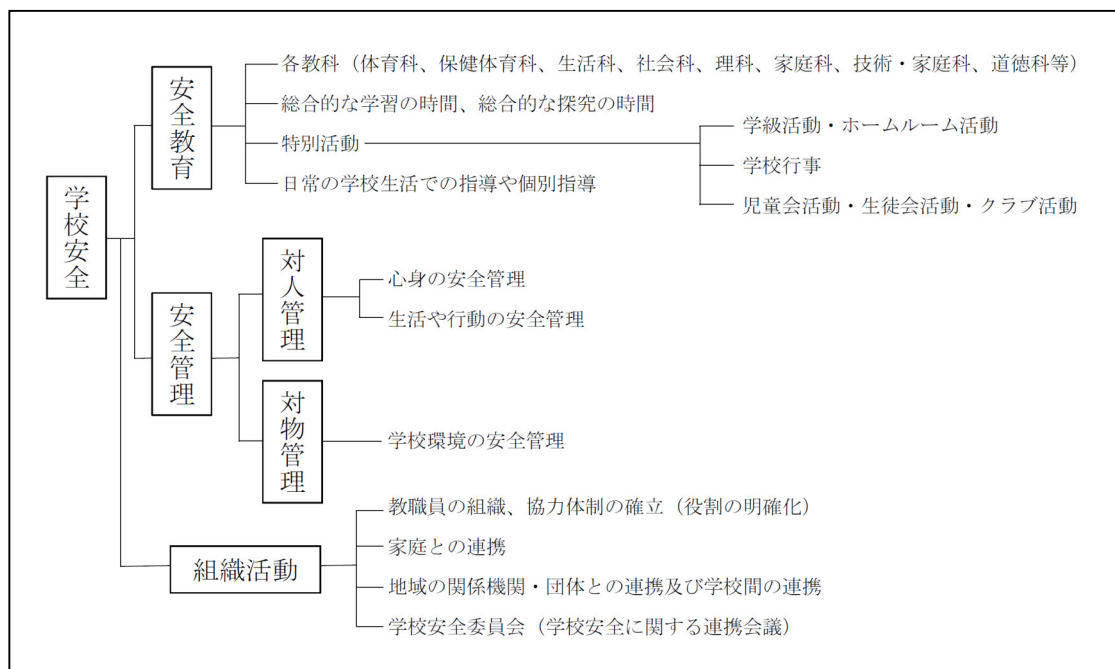
学校安全の領域として、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義。以下同じ。）」の3つの領域が挙げられる。

- ①「生活安全」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
- ②「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
- ③「災害安全」：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成されている。

図1 学校安全の体系



2 学校の安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理、さらには学校の環境の管理である対物管理から構成される。

3 学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健安全法第27条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられている。（平成21年4月1日施行）

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。

学校安全計画は、

- ①安全管理そのものの計画的、合理的かつ円滑な実施のために必要であること
- ②安全教育の目標や各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施するために必要であること
- ③安全教育、安全管理、組織活動と調整を図り、一体的かつ効果的に実施するために必要であること

等の趣旨を踏まえて立案する。

また、学校安全計画には、少なくとも、①学校の施設及び設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要である。

<学校安全計画の内容>

(1) 安全教育に関する事項

- ア 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項
- イ 学年別・月別の指導事項
- ウ 特別活動における指導事項
 - ・学級活動（ホームルーム活動）における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
 - ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
 - ・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- エ 課外における指導事項
- オ 個別指導に関する事項
- カ その他必要な事項

(2) 安全管理に関する事項

- ア 生活安全
 - ・施設・設備、器具、用具等の安全点検
 - ・各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
 - ・生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査
 - ・校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
 - ・その他必要な事項
- イ 交通安全
 - ・自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
 - ・交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
 - ・その他必要な事項
- ウ 災害安全
 - ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定
 - ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保

- ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ・その他必要な事項

※自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

※危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

エ 通学の安全

- ・通学路の設定と安全点検
- ・通学に関する安全のきまり・約束等の設定

※交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。

(3) 安全に関する組織活動

- ・家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項
- ・保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- ・その他必要な事項

4 危機管理マニュアルの作成

危機管理マニュアルは、学校保健安全法第29条により、全ての学校で作成が義務づけられている。(平成21年4月1日施行)

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。

(1) 作成に当たってのポイント

各学校の実情に応じて想定される危険を明確に、危険等発生時にどう対処し、いかに児童生徒等の生命や身体を守るかについて検討する。

- ・事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。
- ・全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- ・家庭・地域社会・関係機関と連携して、児童生徒等の安全を確保する体制の整備をするとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。
- ・教育委員会等の学校の設置者は、各学校におけるマニュアルの作成・改善等について必要な指導助言を行い、体制整備や事故等発生時に必要に応じて学校をサポートする。
- ・事後の危機管理においては、事故等の検証や児童生徒等・保護者への適切な対応等を実施するために、「学校事故対応に関する指針」を参考に危機管理マニュアルの見直し・改善を図る。

(2) 見直し改善のポイント

作成した危機管理マニュアルは、実際に機能するかどうかPDCAサイクルの中で、訓練、評価、改善を繰り返し行い、定期的に見直し改善を行う必要がある。その際、次のポイントをチェックしながら、計画的に改善を図ると効果的である。

- ・人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- ・施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- ・地域や関係機関との連携に変更はないか。
- ・防災避難訓練、研修会等の図上訓練(卓上訓練)で、問題点や課題の発見はなかったか。
- ・他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。

Ⅲ 学校給食

現在、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満・やせや生活習慣病等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。

こうした課題に適切に対応するため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。

1 学校における食育推進の必要性

小学校、中学校学習指導要領には、食育の推進を踏まえ、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進することが示されている。

また、栄養教諭は学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担い、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で重要な役割を果たす。校長や他の教職員への研修の充実等をはじめ、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進することとされている。

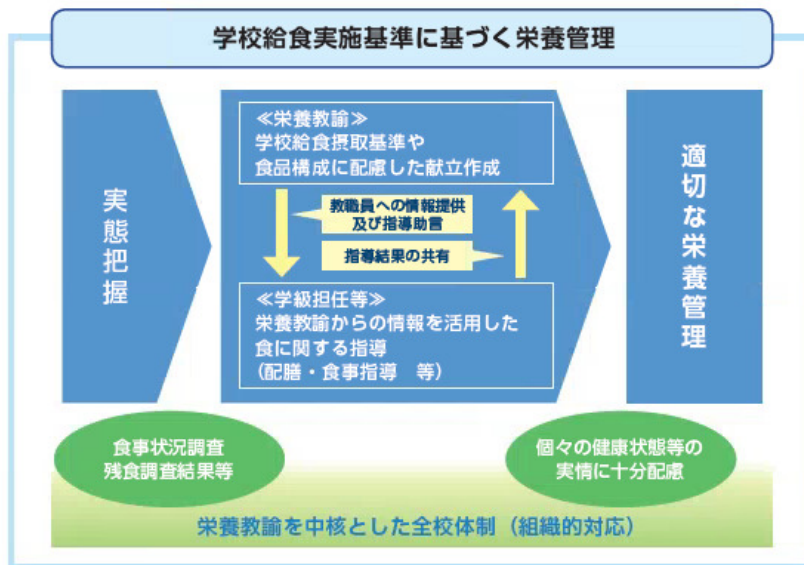
2 学校給食の目的と役割

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができる。

特に給食の時間では、準備から片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができる。また、学校給食に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供したりすることを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど、学校給食を生きた教材として食育を推進することで、高い教育効果が期待できる。

3 学校給食の管理

(1) 栄養管理【学校給食実施基準（学校給食法第8条）】



① 基本的な考え方

学校給食の栄養管理は、学校給食実施基準に基づき適切に行う。その際、「学校給食摂取基準」は、厚生労働省が定める「日本人の食事摂取基準」等を参考としており、本基準は児童生徒の1人1回当たりの全国的な平均値を示したものであることから、その適用に当たって

は、個々の児童生徒の健康状態及び生活活動の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用する。

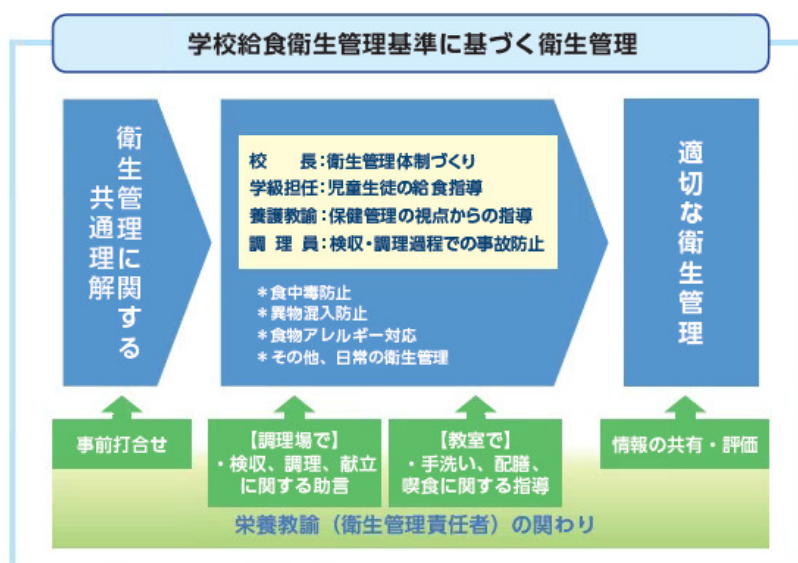
② 栄養教諭・学校栄養職員の役割

栄養教諭・学校栄養職員は、自身の専門性を最大限発揮し、学校給食摂取基準や食品構成に配慮した献立の作成、食事状況調査や残食調査などによる状況把握などの実施により適切な栄養管理を行う。その際、栄養管理の内容を指導に生かせるよう、教職員への情報提供や指導・助言を行うなど連携を図る。

③ 教職員の関わり

学級担任等は、栄養教諭・学校栄養職員の専門的視点からの栄養管理に関する情報などを活用し、教科等における指導や給食の時間における指導、個別的な相談指導等における栄養指導の充実を図る。指導した結果等については、栄養教諭にフィードバックし、計画改善に生かす。

(2) 衛生管理【学校給食衛生管理基準（学校給食法第9条）】



① 基本的な考え方

学校給食を実施する教育委員会は、必要に応じて、保健所の協力、助言及び援助を受けつつHACCPの考え方に基づき、単独調理場、共同調理場並びに共同調理場の受配校の施設及び設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には、学校医又は学校薬剤師の協力を得て速やかに改善措置を図る。また、校長及び共同調理場の長は基準に照らし衛生管理上適正を欠く場合には、遅延なくその改善のために必要な措置を講じる。

② 栄養教諭・学校栄養職員の役割

栄養教諭・学校栄養職員は、学校給食衛生管理基準に定める衛生管理責任者として、学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食施設・設備等について衛生管理上適正を欠く事項があると認められた場合には、校長又は共同調理場の長に申し出て、遅滞なく必要な措置を講じ、学級担任等が行う衛生管理に係る指導についても、専門的な立場から指導・助言を行うなど連携を図る。

また、検食や保存食の実施方法などに関する助言や検食結果の記録、保存状況の確認等など、検食、保存食、調理、配食、使用水の安全確保、廃棄物の処理などの衛生管理が適切に実施されるよう調理員等と連携を図り指導・管理する。

③ 教職員の関わり

学級担任等は、栄養教諭・学校栄養職員の専門的視点からの衛生管理に関する情報などを活用し、衛生的な配膳や異物混入防止など給食指導における衛生管理に係る指導の充実を図る。また、食物アレルギーを有する児童生徒への対応についても栄養教諭・学校栄養職員・養護教諭等と連携を図り組織的に対応する。

学級担任等が直接検食や保存食に携わる可能性は低いですが、学校給食の衛生管理を徹底する上で、検食や保存食の意義を理解することは大切である。